

# 日本学生支援機構奨学金 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法適用地域の 世帯の学生・生徒に対する緊急採用(第一種) および応急採用(第二種)について

令和元年台風第 19 号に係る災害に遭われた世帯の学生で、これから奨学金【緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)】の貸与を希望する方は、所定用紙を配布しますので学生課窓口までご相談ください。

## ◆災害救助法の適用地域

※適用地域の詳細については、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

【「災害救助法適用地域」ホームページ】

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/chiiki/genzai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html)

## ◆対象

- \* 上記地域で災害に遭った世帯の学生
- \* 上記以外の近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生
- \* 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

## ◆貸与始期および貸与終期

\* 緊急採用(第一種奨学金:無利子):

2019 年 10 月以降で申込者が希望する月から 2020 年 3 月まで。

ただし、2020 年 1 月 10 日(金)までに「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(2021 年 3 月)まで貸与継続可能。

\* 応急採用(第二種奨学金:有利子):

2019 年 4 月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。

## ◆貸与月額

\* 2019 年度版『奨学金ガイド』10 ページ参照。

『奨学金ガイド』は学生課窓口にて配布、

または学生部 Web サイト(<https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>)参照。

## ◆提出書類

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
- (2) スカラネット入力用紙(所定用紙)
- (3) 確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 父母の収入に関する証明書類  
(最新年分の源泉徴収票、確定申告書【第一表・第二表・収支内訳書】の写し等)
- (5) 罹災(被災)証明書(市町村発行)※証明書が発行されない場合は、学生課窓口までご相談ください。

2019 年 12 月 2 日 明治学院大学 学生部